

入札心得

1 入札の一般注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札者は他の入札者の代理人となってはならない。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。

2 入札書についての注意

- (1) 入札は1件につき1業者1通とすること。
- (2) 入札者の住所氏名は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入して会社印、代表者印を押印すること。
- (3) 入札金額はアラビア数字で、インク又は墨で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- (4) 入札金額は訂正しないこと。
- (5) 既に入札した入札書の取換え、変更又は取消しはできない。

3 落札者決定の方法

- (1) 予定価格以下の最低価格の入札をした者をもって落札者とする。
- (2) 同じ入札価格を提示した者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札する。(入札は3回まで)
- (4) 再々度入札に付しても、なお、予定価格を超える場合は、随意契約により予定価格の範囲内で契約するものとする。

4 入札書に記載する金額

- (1) 課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税を除いた価格を記載すること。
- (2) 免税事業者の場合は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 契約金額

入札書に記載される金額にその10%に相当する金額を上乗せしたものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

6 その他

- (1) 次の各々に該当する場合における入札は無効とする。
 - ① 入札者が連合して入札したと認められた場合
 - ② 入札に際し不正の行為があった場合
 - ③ 入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合
 - ④ 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
 - ⑤ 入札書の金額を訂正した場合
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (3) 落札者及び公益財団法人かがわ産業支援財団は、落札決定日から14日以内に契約書を作成するものとする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することがある。
- (4) 落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において予約完結権を第三者に譲渡してはならない。